

Emergency
Life-saving
Technician

救急救命士の医療行為等に関するお知らせ

令和4年7月1日より、当院の救命救急センターに救急患者さんの受入・診療を円滑に行うため、医療チームの一員として救急救命士が配置されております。

令和3年10月1日の関連法令の改正により、救急救命士は医師の指示・監督のもと、一定の医療行為が可能となりました。

当院の救命救急センターにおいても、救急救命士が医師の指示・監督のもと、救急救命措置等にあたらせて頂いておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。



独立行政法人国立病院機構 災害医療センター

救命救急センター